

(新) 製品中の有害化学物質モニタリング調査

25百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

合成の過程で非意図的に生成した有害物質が顔料・染料に含まれた状態で我が国に輸入されていたことが明らかになる等、製品に含まれる有害物質について十分な注意を払う必要が生じている。

また、グローバル化に伴い、さまざまな化学物質が多種多様な製品に含まれて流通していることから、国際的にも製品中の有害物質に着目した取組が進められている。

そこで、有害化学物質を含有する製品のうち、人へのばく露のおそれのあるものや解放系用途で使用されるものについて、上市(市場への投入)及び販売を規制している諸外国の事例を調査し、日本国内で流通している当該製品中の有害化学物質の含有状況をモニタリングする。

さらに、

輸入量が急増している製品のうち有害化学物質を含有している蓋然性の高いもの

現在規制対象となっていないが、様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される化学物質を含有する製品についても、モニタリング調査を実施する。

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度	21年度～
諸外国の規制導入状況調査			→
モニタリング対象製品の選定			→
モニタリングの実施			→
製品中の有害物質対策の在り方検討			→

3. 施策の効果

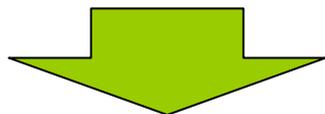
製品に含まれる有害化学物質等について、国内の流通実態等を把握することにより、製品中の有害化学物質対策の在り方の検討に資する。

製品中の有害化学物質モニタリング調査の概要

有害化学物質を含有した製品に係る諸外国の規制状況を調査するとともに、有害化学物質の含有状況をモニタリングする。

背景となる最近の事案

顔料・染料の合成過程で化審法一特(製造・輸入原則禁止)のHCBが副生
諸外国における、人へのばく露のおそれのある物質等の規制



モニタリング対象製品

人へのばく露の観点から海外で規制されている製品
輸入量が急伸している製品のうち、有害物質を含有している
蓋然性の高いもの
様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される
未規制物質を含有している製品